

総社市訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市職員研修委員会規程（平成17年総社市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>総務課</u> において処理する。	(会務の処理) 第6条 委員会の事務は、 <u>コンプライアンス推進室</u> において処理する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。